



第1分科会報告（清水コーディネーター）



第2分科会報告（滝田コーディネーター）



第3分科会報告（野見山コーディネーター）



第4分科会報告（中村コーディネーター）

【司会】

会場の皆様、お待たせいたしました。

それでは、ただ今より、中核市サミット2010 in 郡山の全体会議を始めさせていただきます。最初に、先ほど開催いたしました4つの分科会における討論状況につきまして、第1分科会から順番に発表させていただきます。では、第1分科会のコーディネーターを務められました清水様、どうぞよろしくお願ひいたします。

【清水コーディネーター】

福島大学の清水です。

第1分科会は、「分権型社会における財政運営」という事で、8市の市長さん、副市長さんにご発言をいただいたところです。石原先生の基調講演がこの分科会のテーマと一致しておりましたので、石原先生のお話を念頭におきながら、各地の状況を報告していただくという事で、大変意義深い議論が出来たと思っております。

地方税が最近の経済の落ち込みによって、伸び悩んでおるといいますか、減収になっておるといって、各市とも大変苦勞しておられるという事情が紹介されましたが、その中でも、例えば事業仕分けを独自にやっておられる柏市の事例がありました。柏市では、事業仕分けは支出を削るためにやっているのではなく、皆さんに公開して、財政を透明にする事が目的なのだとおっしゃっておられました。それは、大変見方としては正しいのかなと思います。今、政府は政策コンテストというものを準備しておきまして、そのためにパブリックコメントを広く求めているわけですけれども、これは予算編成課程における国民の参加というのであればいいのですが、実際には、省庁間のぶんどり合戦に国民を動員しているような印象が無きにしも有らずでありまして、地方自治体では、それとは違うような工夫があつていいのかなと思った次第です。

それから地方交付税に関しましては、先ほども石原先生のお話にあつたとおり、臨時財政対策債との絡みが非常に問題でありまして、臨時財政対策債は、元々は交付税が足りない分を国の責任において発行させ、その償還については、将来の交付税で必ず担保するという建前にはなっておりますが、これが、例えば自治体が頑張つて、交付団体が不交付団体になった段階で、保障が消えて無くなるような事があつてもいいの

かという事です。また、臨時財政対策債の制度が今年度から若干変更になりましたが、財政力がつけば交付税はカットされ、臨時財政対策債でカバーするような仕組みが導入されているのではないかとというような懸念もあります。

いずれにしても、交付税の不足に関しましては、あくまでも国の責任においてこれを補填しなければいけないという事が、異口同音に出されたところです。臨時財政対策債への依存から一日も早く脱却する必要があります。そういった事を実現するためには、国と地方の協議機関なるものをどのように運営していくかという事で、中核市の独自の役割というものについて、石原先生から指摘があつたところです。横須賀市長さんからは、思いきって、参議院は地方自治体の首長で構成するようにした方がいいのではないかとというような画期的な提言もありまして、地方6団体と言いましても色々な自治体がございますので、中核市はその中でどういう役割を果たして行くかという事が大事かと思ひます。

それから、消費税についても色々議論になりました。地方消費税を是非とも拡大する必要があるという議論になって、これは共通した意見ではありますが、消費税の増税そのものをどういう風に有権者に受け入れてもらうのかという事が、非常に大きな課題であるという風に思ひます。

それから、課税自主権を保障しようという事が言われていますが、現実に今注目されている名古屋市の例などを見ますと、課税自主権が減税自主権になる可能性もあるという事がありまして、住民投票で減税を決めるという、アメリカで行われたやり方が、日本でも行われるようになると、それは非常に困った事態ではないかという、そういう指摘もあつたところです。

最後に補助金改革ですけれども、補助金で行われている事業の大半は、社会保障関係です。どうしても必要な支出でありますので、これを一括交付金化したところで金額を落とす事は至難の業でありますので、一括交付金化が国の負担の転嫁、責任の軽減にならないようにしなければいけないという事が、皆さんの共通した認識であると思ひます。以上のような議論でありまして、全体的には、如何にして国の責任をしっかりと果たしてもらうかという事と、市としては市民の理解を深めて行くために、どういう手立てをしたらいいのかという事が重要であるというまとめ方をさせていただいたところです。以上です。

【司会】

清水様、ありがとうございました。

続きまして、第2分科会のコーディネーターを務められました滝田様、どうぞよろしくお願ひいたします。

【滝田コーディネーター】

第2分科会をコーディネート務めさせていただきました滝田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

第2分科会のテーマは、「地域における子育て支援策について」で、8市の市長さん、それから副市長さんと討論させていただきました。いずれの方々も能弁な方ばかりですので、時間の配分がどうなるのかと本当にひやひやしておりましたが、紳士的な会議の持ち方をしていただきまして、時間通りにピタリと終了する事が出来ました。ここに感謝を申し上げます。

それでは、まず第1点目に、どのような子育て環境の課題に直面しているかをお話いただきました。まずは出生率が依然として上がらないということでした。全国的にみましても、人口を維持出来るだけの標準値2.1を当然下回っております。

このことについて、どう出生率を上げていくか、また、核家族化の進行、共働きの増加、一人親の増加といった視点から、家庭での育児力の低下や地域の子育て協力・サポートの低下などを踏まえまして2点目に、特色ある子育て支援の施策をどのように展開していくかについて、沢山の事例を出していただきました。どの市におきましても、市民に分かりやすい、そして利用しやすい取り組みがなされておりました。例を挙げますと、「子育てが楽しくなるまちプロジェクト」や「住んで安心、暮らして満足」といったネーミングを付け、色々な工夫をされておる現状報告がされました。

その中で、地域全体で子育てを見守り、支援していく体制を構築する事、市民や団体、企業がそれぞれの立場や役割で地域の子ども達に関わり、連携を図る社会環境づくりを推進していく事の必要性、このことにつきましてはいずれの市も共通でございました。しかし、これらを実施していくうえでの財源確保の問題、国と地方自治体の役割や権限の問題等にも触れられておりました。

そして3点目には、中核市としての今後の方向性に

ついてお話をいただきました。重点的に進めていくべき子育て支援の施策といたしまして、現在、国が進めております新システムにおける市の権限と責務に対するご意見等も含めまして、非常に意義のある会議となりました。

新システムは、今年度6月に少子化社会対策会議で決定され、子ども子育て新システムの基本制度案要綱でありまして、その総論の中で基礎自治体として市町村を挙げており、市町村の権限と責務として、国・都道府県等と連携して、新システムのもとで地域の実情に応じた給付を設定し、当該市町村の住民に新システムのサービス給付を提供・確保すると提示されております。この件につきましては、一定の標準化を設けることに対して評価は出来るが、今後十分に検討する必要性があり、着実に実現するために必要な財源を講ずる事は非常に大切であるというご意見が出されました。また、子どもを生み、育てやすい環境の構築として考えていくなら、当然ながら、待機児童の解消、特に過疎地における公的保育の保障、幼保一体化の問題、保育の質の担保、それから忘れてはならないのが、障害を持った子への支援といったことを含める必要性があり、これらを市町村の責務として地方自治体の自立を図っていく事こそ地域住民がそこに暮らしやすさを見出し、住んで良かったとの満足度が得られるのではないかというご意見も出されました。これこそ、正しく子育て支援策の充実を図る事であると、私自身もそのように思い、各市長さんの意識の高さを感じました。

最後にまとめますと、分科会に出されました課題等につきましては、中核市のみならず、全国的な課題でもあります。しかし、今こそ中核市は一致団結し、戦略的に力を発揮すべき時期なのではないでしょうか。この新システムの総合計画は非常に重要であり市民の関心の高いことでもありますので、一部署、一担当者に任せる事なく、市長さん自らが先頭に立って意識を広めていく事を是非お願ひいたしまして、第2分科会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

【司会】

滝田様、ありがとうございました。

続きまして、第3分科会のコーディネーターを務められた野見山様、どうぞよろしくお願ひいたします。

【野見山コーディネーター】

東京農工大学の野見山です。第3分科会の報告をいたします。

第3分科会では、「地産地消を通じた地域の活性化への取り組み」というテーマで、9つの市からご報告いただきました。そこでは地域活性化の観点から、地産地消の推進と6次産業化の取り組みについて、課題と今後の推進方策等について議論をいたしました。

共通する地産地消の取り組みとしては、農産物直売所と学校給食への食材供給に関する報告が多くありました。農産物直売所については、大変目を見張るような、売り上げを伸ばしているという市のご報告もありましたが、大型農産物直売所の建設によって、小規模農産物直売所が縮小したり、統合されたり、また、量販店が農産物直売所のいい所を取り入れたインショップというものを次々と展開する事によって、農産物直売所と競合する業態が増えてきたという問題も出されました。また、その農産物直売所に出荷する農家の高齢化が進み、若手の農家がなかなか増えないことによる供給不足、品揃えの問題も挙げられました。

一方、学校給食への地場産農畜産物の供給については、どの市も積極的に取り組んでおられました。学校給食を食べている公立の小学生は、全国で約700万人、中学生は約250万人です。また、年間の平均給食回数は、小学校で約188回、中学校で約184回ですので、これらをかけ算しますと、年間延べ給食数は約18億食で、原材料費、つまり学校給食費は約4,300億円という市場規模になります。この学校給食への食材供給は一部の市を除いて、なかなか地場産の農産物が増えないという悩みを持っているようでした。それを解決するために、農家から地場産農産物を集荷したり、また、規格外の農産物も積極的に受け入れるような中間組織も必要であり、中にはそういった中間組織を作っているというご報告もありました。

次は、6次産業化の取り組みです。6次産業化というのは、農産物や水産物の生産だけではなくて、食品加工や流通販売にも農業者が主体的に関わる事によって、加工賃や流通マージン等、今まで第2次・第3次産業が得ていた付加価値を農業者自身が得る事によって農業活性化をしようという取り組みです。これが出てきた背景は、2005年の産業連関表を基に農林水産省で試算した飲食費最終支出額は73兆6,000億円です。5年前に比べて6兆6,000億円減少しています。これは、人口の減少または農産物価格等の価格下落等が影響して

おりますが、その73兆6,000億円のうち国内生産農林水産物はたった9兆4,000億円です。つまり、生産側から流通や加工、外食や中食にどう取り組んで付加価値を高めて行くかというのが課題です。9つの市の取り組みに関しては、一部の市を除いて全般的にはまだその取り組みは緒についたばかりでした。また、共通する取り組みとしては、地元農産物のブランド化がありました。6次産業化によって付加価値を高め、地産地消から地産地食、地元で食べさせる、観光と結び付けてグリーンツーリズムを積極的に行っていくという市もございました。

最後にまとめますと、このように地産地消が広がり深まりを持ってきたのは、地方自治体の行政の支援もさる事ながら、生産者・消費者にとって魅力ある取り組みだからだろろうと思います。何よりも、買い手から当該農産物の評価が直接聞けるという、流通距離が短い取引が、既存の流通システムでは実現出来なかったという事が挙げられます。その一方で、地産地消の食育に関する役割も期待されております。地元の農産物を食べる事によって、伝統食や地元の第1次産業者の顔をしっかりと見るという事を小さい頃から身に付ける、または、地元の食品の味を舌に覚えさせるという取り組みです。

消費者は食の源流に関心を持ち始めました。他人任せの食への不安から、農産物直売所や市民農園が関心を深めています。消費者は、食の現場に繋がる主体になろうとしています。こういった地産地消は、地域の自主と自立を促す「食と農の地方分権」だと言っても良いかと思えます。つまり、ネットワーク型の食と農の政策が今求められているのだと思えます。自分達の身の回りの食と農を守り、よりよいものに転換していく事から始めるしかないのではないかと思えます。地産地消は、食料自給率の向上に果たす役割も期待されておりますが、それには非常に長期的な取り組みが必要だろろうと思います。数十年かかって崩れた日本の食と農を立て直すには、同じ位の年月が必要ではないかと考えます。これから中核市をはじめ、地方自治体の行政の役割は大きいと思えます。以上で第3分科会のまとめとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会】

野見山様、ありがとうございました。

続きまして、第4分科会のコーディネーターを務め

られた中村様、どうぞよろしく願いいたします。

【中村コーディネーター】

第4分科会のコーディネーターを務めさせていただきました中村と申します。

第4分科会は、「地域における地球温暖化対策について」というテーマで、8市の市長、副市長の皆様方と討論させていただきました。限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間を共有出来たと実感しております。

第4分科会では、三つの項目で議論をしていただきました。まず、第一の項目といたしまして、今年3月に「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定されました。これが成立すれば国として初めて、2020年までに温暖化効果ガスを1990年比で25%減、2050年までに80%減の削減目標が法律の中に盛り込まれる事になります。今回ご参加いただきました8市におかれましては、いずれも環境の取り組みを積極的に推進しておりますが、この、国の高い削減目標と、それから現在の各市の現状がどのような状況かも踏まえまして、まず最初に、現状と課題についてお話をいただきました。

各市の温室効果ガスの排出状況は1990年比で少ない市でも3%、多い市では30%近くの増加となっております。減少しているとお答えいただいた市でも産業構造の変化によりますもので、民生家庭部門や業務部門というものは増加を辿っているという全国的な傾向が見られております。環境基本法や地球温暖化対策推進法等、環境法律上では、自治体の責務として総合的、計画的にその地域の自然的な社会的条件に応じた排出抑制の推進を図るという役割が求められておりますが、この高い削減目標を達成するには、国による財政的な支援とか、国の施策の早期の進展等が望まれるというご意見も出されております。

第二の項目といたしましては、現状とその課題を受けまして、今後の方向性についてお話をいただきました。各市で、法律の改正によりまして、今後の対策の中心となります区域の実行計画を策定、或いは改定中というお話もございましたけれども、この地球温暖化の問題の難しい点というのは、原因となっております温室効果ガスに色が付いていないという事で表現出来るかと思えますけれども、実体として問題が非常に見えにくい点でございます。逆に言いますと、行政が対策を行いましても、結果として見えにくく、削減効果を

実感出来ないという点でございます。しかしながら、現実といたしましては、例えば今年の夏の郡山市で経験しました局地的な集中豪雨、更にこの異常な猛暑、熱中症で昨年の10倍に当たります172の方が亡くなっておられるというような事がございます。このような現状を踏まえながら、今後の方向性として、多くの市が「見える化」、すなわち、行動として実感出来る取り組みを推進するというお話でございました。

また、「もったいない運動」のような多様な施策により、具体的な方向で進めております。

具体的には、「率先垂範」、行政自らが太陽パネルや低公害車の導入、屋上・壁面緑化、省エネ機器の導入、環境教育推進のための環境施設の整備等を行い、活用を図っております。また、省エネなどの地域に合った補助金制度を考える、市民参加の事業、イベントによる啓発、そして、地球温暖化対策を民・官・学が地域の特性・資源を生かしながら連携しまして雇用も創設するための、一つの大きなチャンスと捉えるという積極的なご意見もあり、私も、是非、そういう方向に推進をお願いしたいと思いました。

第三の項目といたしまして、これは各市に伺いたいと考えまして、地球温暖化対策における市民への意識改革の手法についてお伺いしたわけでございます。市民への啓発における取り組みと重なる部分もございましたけれども、私はこの地球温暖化対策を推進する鍵は、市民の意識改革という風に考えております。意識が変わる事から行動が生まれると考えておりましたが、既に実践されておられるという事から、各中核市の皆さん方の意識が非常に高いと感じました。

私の感想といたしまして、地域における地球温暖化対策としましては、地域による違いが色々あるわけでございますけれども、それをクリアいたしまして、低炭素化社会の実現に向けて取り組むという事が、これからはより一層必要な事になろうかと思えます。地域によりましては、太陽が降り注ぐ温暖な地域もありますし、森林が多い地域もございます。その条件が変われば暮らしも変わり、産業構造も都市づくりも変わるわけです。それらの条件・特性、資源をいかに生かし、地域経済の繁栄との調和を図りながら、子どもの環境学習の充実が自治体に求められるポイントと考えます。各市では、そのポイントを既に実践されており、共通した意見として今後もそういう方向に進むという事で、私は非常に心強い感覚を得ました。これらの推進は自治体だけで出来るものではなくて、国の役割が非常に重要であり、また、国との連携をいかに図るか

という事ももちろん必要でございます。

今回8つの市からご意見を賜りまして、長期的な目標を持ちながら、実際に地域や学・民・官で連携を図り、自分達の地域に誇りを持ち進めて参りたいという事、更に、非常に具体的な形で子どもの環境学習、ゴミの減量化、意識改革、インセンティブの付与、それからゲーム感覚のように楽しく地球温暖化対策に取り組んでいくという事がございました。また、「もったいない運動」や、自転車の有効利用というものも非常に大きな意味合いを持ち、また実践されているということです。最後にはライフスタイル、いわゆる意識改革、市民の意識改革が一番求められるのではないかとこの事で、私も環境問題に関しまして、再度学んだところ多々でございます。そういった面で、今後の私達の行動に懸っているという事を念頭に置きたいと思えます。

最後に、温暖化で暑くなって汗をかくのではなくて、今、温暖化防止の対策を実行する事によって汗をかきたいという事で、この第4分科会をまとめさせていただきました。以上で、非常に意義のある分科会であったのではないかと感じておりますが報告とさせていただきます。ご協力いただきました8市の市長様、副市長様にこの場をお借りしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

【司会】

中村様、ありがとうございました。

各分科会のご報告をいただきました。

ここで、全体の総括を石原信雄様をお願いいたします。それでは石原様、どうぞよろしくをお願いいたします。

【石原信雄氏】

私は4つの分科会それぞれに少しずつ話を聞かせていただきました。全体の状況につきましては、只今、各分科会のコーディネーターの先生方から要領よくまとめていただいたと思っております。

それぞれの分科会の議論を拝聴いたしまして、全体的な感想を申し上げますと、一つは、中核市が抱えております様々な課題の中から、適切妥当なテーマ設定が行われたという事、それから、それぞれのテーマの分野につきまして、各都市とも大変熱心に取り組んでおり、色々とユニークな施策も展開しておられるとい

う事を感じました。

個々の分科会について、特に印象的な事を申し上げますと、「子育て支援対策」ですが、これこそ都市が中心になって展開すべき施策だなという感を一層深くいたしました。各都市ともそれぞれに内容の濃い施策を行っておられると思います。ただ、共通して言えます事は、良い政策を実施しておられるのですが、やはり財源的な制約でこれが十分に満たされていない、財源があればもっと伸ばせるのではないかなという印象を持ちました。

ご存知のとおり、民主党はこども手当を本年度から支給しておりますが、来年度には、更に倍にするというのがマニフェストで、私は、これを倍にする財源があるのならば、その中から各地方自治体が独自に展開する子育て支援のための交付金、いわゆる一括交付金ですが、内容は各都市が自由に選択するが、それは子育て支援のために使って下さいという交付金を交付するという事が適切なのではないかなと、そんな感を持ちました。

それから第3分科会の「地産地消を通じた地域の活性化取り組み」の議論を聞いておまして、昔は市町村といいますと、住民の日常生活に関わるサービスを行い、産業経済行政は、商工農政を含めて、どちらかというところと広域自治体としての都道府県の役割と考えられていたと思うのですが、中核市は、大変面積も広くて、中心市街地や農村地域も抱えております。

消費地と生産地を直接見ることが出来る都市が、農産物の加工について加工業者を指導、支援でき、また、流通の面にも直接関わることができるという事は、非常に効果的になるので、出来るのであれば、従来、都道府県を中心に考えられておった経済行政に関わる権限、或いは財源も含めてですけど、もっと市町村に移してもいいのではないかなという感想を持ったところでもあります。

それから「地球温暖化対策」につきましては、ご存知のように、鳩山内閣の時に大変大胆な目標を掲げたわけですが、この温暖化対策の実をあげるうえでは、やはり市町村の皆さんが取り組んでおられるような、地道な対策がないと中央政府、或いは都道府県だけでは駄目ですし、また、企業だけでも駄目で、市町村の果たす役割が非常に大きいという事を痛感いたしました。そのためにも、この地球温暖化対策やその他の環境対策についての都市の権限というものを、もっと強化すべきではないかなという感想を持ったところでもあります。

そして、3つの分科会を通じて感じられます事は、為すべき仕事が多量に多い中で、財政的な制約があまりにも厳しいという事です。そういう事を反映して、第1分科会では、各都市が昨年来の経済不況に伴う税収の大幅な減という中で、大変な苦勞をしながら財政の健全性を保持するために色々な努力をしておられるという事を感じました。その状況を改善するためにも、私が講演で申し上げましたように、都市財源の安定的な確保という事がやはり基本であります。

例えば、第1分科会でも非常に問題になっておりました臨時財政対策債の問題とか、或いは一括交付金の扱いの問題につきまして、抜本的な税制改正がなかなか行われていないという事に帰するわけですから、これは一刻も早くこの問題に取り組んでいただく必要があると思います。

特に、臨時財政対策債というものは、トータルとしての地方の財政事情に対して、現行制度による地方財源、地方税や地方交付税を含めた地方財源が絶対的に不足しているところから、こういう変則的な措置が取られているわけでありまして、それを解消するためには、トータルとしての税源を強化するという事が避けて通れない道になっているので、第1分科会における議論を踏まえて、政府に対し必要な要請活動をしていく必要があるのではないかなと感じたところであります。

それから課税自主権の問題についてですが、住民サービスを引き上げるのであれば、それに見合った負担は市民にお願いせざるを得ないと思います。その方法としては、地方税法を改正して税率そのものを全体として引き上げることや、地域ごとに事情が違いますから、ある程度の範囲では、課税自主権という事で、住民税の所得割にしても、固定資産税にしても、標準税率に対して超過課税が出来ますが、実際には殆ど行われておりません。

私は、それがやりにくい環境、雰囲気というものがあるから出来ないのだろうと思います。特定の市だけがこれをやろうとすると、袋叩きになります。むしろ、今の状況からすればとても大変な冒険というのか、ある意味では危険な賭けだと思えますが、名古屋市における住民税の10%引き下げというのがマスコミからはやされています。財政に及ぼす影響等について、どれだけ議論されているのか疑問なのですが、私はこの課税自主権の行使について、何となく本筋を行く面での壁があるように思います。その壁を取り除くような工夫というのが制度的にもなされるべきではな

いかと、こんな感じを持ったところであります。

いずれにいたしましても、それぞれの分科会において、大変熱心に議論を行っておられ、拝聴して大変勇気づけられたところであります。ありがとうございます。

【司会】

石原様、ありがとうございました。

それでは、これから中核市サミット郡山宣言の採択に移らせていただきます。宣言の採択の議事は、中核市市長会会長 細江茂光 岐阜市長にお願いいたします。それでは細江会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【細江 中核市市長会会長】

それでは、只今から各分科会での討議内容を踏まえて、起草をいたしました宣言の文案を、本サミットの開催市の市長であります、原郡山市長さんに読み上げていただきたいと思えます。会場の皆様方は、スクリーンをご覧になっていただきたいと思えます。

【原 郡山市長】

～宣言（案）の確認～

【細江 中核市市長会会長】

中核市の市長様、副市長の皆様方、只今、原郡山市長様に読み上げていただきました中核市サミット郡山宣言の案でございますが、私共中核市市長会の総意として採択をしたいと思えます。ご賛同いただける方々は、拍手をお願いいたします。

～ 拍 手 ～

ありがとうございました。以上を持ちまして、サミット宣言に係る議事を終了させていただきます。進行を司会にお返しいたします。

【司会】

細江会長、ありがとうございました。また、分科会のコーディネーターを務めていただきました清水修二様、滝田良子様、野見山敏雄様、中村玄正様、大変お疲れ様でした。本日は誠にありがとうございました。